

政令第三百十二号

私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第十四条第一項第三号及び第四十八条の三並びに公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第四十一条及び第七十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第一条 私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第一号中「この条において」を削り、同条第二項中「に該当し」を「（附則第四項において「四分の三未満短時間労働者」と総称する。）に該当し」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とする。

附則第六項を附則第十六項とし、附則第五項の前の見出しを削り、同項を附則第十五項とし、同項の前面に見出しとして「（介護納付金に係る掛金の徴収の特例）」を付し、附則中第四項を第十四項とし、第三項の次に次の見出し及び十項を加える。

(特定減額特例対象者に係る加入者の資格に関する特例)

- 4 当分の間、学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものであつて、四分の三未満短時間労働者に該当するもの（法第十四条第一項各号のいずれにも該当しない者に限る。）のうち、最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）第七条の規定の適用を受ける同条各号に掲げる労働者であつて、その者の報酬（同法第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして文部科学省令で定めるものを除く。）について、文部科学省令で定めるところにより、法第二十二条第八項の規定の例により算定した額が、八万八千円未満であるもの（以下「特定減額特例対象者」という。）については、法第十四条の規定にかかわらず、加入者としなない。

- 5 特定減額特例対象者は、文部科学省令で定めるところにより事業団に申出をしたときは、その者は、前項の規定にかかわらず、加入者となることができる。

- 6 前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、その日に、同項の規定による加入者の資格を取得する。

- 7 加入者（附則第五項の規定による加入者を除く。）が、特定減額特例対象者に該当するに至り、か

つ、同一の学校法人等に引き続き使用される場合には、附則第四項及び第五項の規定にかかわらず、その該当するに至った日に、同項の規定による加入者となつたものとみなす。

8 附則第五項の規定による加入者（前項の規定により当該加入者とみなされた者を含む。以下同じ。）は、いつでも、文部科学省令で定めるところにより事業団に申出をし、その加入者の資格を喪失することができるとができる。

9 附則第五項の規定による加入者は、法第十六条各号又は次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（同条各号（第一号を除く。）又は次の各号に掲げる事由に該当するに至つた日に他の法律に基づく共済組合の組合員又は厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、その加入者の資格を喪失する。

一 前項の申出が受理されたとき。

二 特定減額特例対象者でなくなつたとき。

10 附則第五項の規定による加入者についての法第二十五条において読み替えて準用する組合法第七十五条の三の規定の適用については、同条第一項第二号中「又は当該加入者が退職した」とあるのは、「当

該加入者が退職したとき、又は私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）附則第九項第一号に該当するに至つた」とする。

11 特定減額特例対象者であつた者（附則第五項の規定による加入者であつた者を含む。）が特定減額特例対象者に該当しなくなつた日前から引き続き同一の学校法人等に使用され、かつ、同日において法第十四条第一項各号のいずれにも該当しない場合における法第十五条の規定の適用については、同条中「その教職員等となつた日」とあるのは、「私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）附則第四項に規定する特定減額特例対象者に該当しなくなつた直近の日」とする。

12 特定減額特例対象者であつた者（附則第五項の規定による加入者であつた者に限る。次項において同じ。）が附則第九項第二号に該当するに至つた日前から引き続き同一の学校法人等に使用され、かつ、同日において法第十四条第一項各号のいずれにも該当しない場合においては、法第十七条第二項本文及び第三項並びに第二十二條第七項、同条第八項（他の法令において準用する場合を含む。）並びに法第二十五条において準用する組合法第八十九条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定その他文部科学省令で定める規定は、適用しない。

13 特定減額特例対象者であつた者が附則第九項第二号に該当するに至つた日前から引き続き同一の学校

法人等に使用され、かつ、同日において法第十四条第一項各号のいずれにも該当しない場合における法
第十七条第一項並びに法第二十五条において準用する組合法第八十一条第二項及び第四項の規定その他
文部科学省令で定める規定の適用については、附則第九項第二号に該当するに至つた日に加入者の資格
を取得し、又は喪失しなかつたものとみなす。

(私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第二条 私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百九十四号）の一部を
次のように改正する。

附則第二条中「次条」の下に「及び附則第四条」を加える。

附則第三条第一項中「当分」を「令和十七年九月三十日まで」に改め、同条第二項中「特定学校法人
等」を「令和十七年九月三十日までの間、特定学校法人等」に改め、同項第一号中「加入者及び」を「加
入者、」に、「」をいう」を「」及び私立学校教職員共済法施行令附則第四項に規定する特定減額特例対
象者（加入者を除く。）をいう」に改め、同条第四項中「特定学校法人等」を「令和十七年九月三十日ま

での間、特定学校法人等」に改め、同条第六項中「第四項」を「令和十七年九月三十日までの間、第四項」に改め、同条第八項中「のものをいう」の下に「。次条において同じ」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第一項の規定により加入者としないうこととされた特定四分の三未満短時間労働者については、私立学校教職員共済法施行令附則第五項及び第七項の規定は、適用しない。

附則第三条に次の一項を加える。

10 次の表の上欄に掲げる期間における前項の規定の適用については、同項中「五十人」とあるのは、同表の上欄の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和九年十月一日から令和十一年九月三十日まで	三十五人
令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日まで	二十人
令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	十人

附則第三条の次に次の三条を加える。

（退職等年金給付に係る掛金の負担の割合及び納付義務に関する特例）

第四条 次の各号に掲げる学校法人等（既にこの項の申出をした学校法人等を除く。以下この条において同じ。）は、それぞれ当該各号に定める日（第四項及び第五項において「基準日」という。）から起算して二年を経過した日が属する月の前月までの間に、文部科学省令で定めるところにより事業団に申出をした場合は、私立学校教職員共済法第二十八条第一項の規定にかかわらず、当分の間、学校法人等を使用される短時間加入者（特定四分の三未満短時間労働者であり、かつ、加入者（標準報酬月額等級のうち第一級から第六級までに該当する者に限る。）である者をいう。以下この条において同じ。）に係る学校法人等の負担すべき掛金（同法第二十条第二項に規定する退職等年金給付に係る掛金に限り、同法第二十三条第一項の規定により決定された標準賞与額に係るもの及び同法第三十条第一項の規定により指定された期限までに納付されていないものを除く。以下この条において「短時間加入者に係る掛金」という。）の負担の割合を、附則別表第一各号に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（以下この項及び附則別表第一において「増加負担割合」という。）に百分の五十を加えた割合に増加することができる。この場合において、短時間加入者に係る掛金の額のうち、短時間加入者に係る標準報酬月額に同法第二十七条第三項の規定により共済規程（同法第四条第一項に規定する共済規

程をいう。)で定める割合を乗じて得た額に相当する額に増加負担割合を乗じて得た額(その金額に五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算するものとし、五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を一円として計算するものとする。第四項において「掛金調整額」という。)は、徴収を行うことを要しなかったものとみなす。

一 令和八年十月一日以後に前条第四項の申出をした学校法人等 当該申出が受理された日

二 学校法人等に使用される特定労働者の総数が常時十人以下の学校法人等(前号及び次号に掲げる学校法人等を除く。) 令和十七年十月一日

三 学校法人等に使用される特定労働者の総数が常時五十人以下の学校法人等であつて、令和九年十月一日以後に特定学校法人等(前条第九項に規定する特定学校法人等をいう。以下この条において同じ。)となつた学校法人等(第一号に掲げる学校法人等を除く。) 当該特定学校法人等となつた日

2 前項の申出は、次に掲げる学校法人等においては、同項の規定にかかわらず、これを行うことができない。

一 令和八年十月一日において現に特定学校法人等である学校法人等

二 令和八年十月一日前に特定学校法人等に該当しなくなった学校法人等となり、その後同年九月三十日までの間に前条第二項ただし書の申出がされていない学校法人等

三 令和八年九月三十日までに前条第四項の申出（二回以上当該申出をした場合にあつては、これらのうち直近のものに限る。）がされ、当該申出をした日から同月三十日までの間に同条第六項の申出がされていない学校法人等（この間に特定学校法人等となった学校法人等を除く。）

四 令和八年十月一日以後に設立された学校法人等であつて、当該設立された日において当該学校法人等を使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定労働者の総数が常時五十人を超えるもの

五 令和八年十月一日から前項各号に掲げる学校法人等のいずれかに初めて該当した日の前日までの間に、当該学校法人等を使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定労働者の総数が常時五十人を超えた学校法人等

六 前項各号に掲げる学校法人等のいずれかに該当したにもかかわらず、当該該当した日から起算して二年を経過した日の属する月の前月までに同項の申出がされないで、当該該当した学校法人等に該当

しなくなった後に再び同項各号に掲げる学校法人等のいずれかに該当するに至った学校法人等

- 3 次の表の上欄に掲げる期間における第一項第二号の規定の適用については、同号中同表の中欄に掲げる字句は、同表の上欄の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和九年十月一日から令和十一年九月三十日まで	十人以下	三十六人以上五十人以下
	令和十七年十月一日	令和九年十月一日
令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日まで	十人以下	二十一人以上三十五人以下
	令和十七年十月一日	令和十一年十月一日
令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	十人以下	十一人以上二十人以下
	令和十七年十月一日	令和十四年十月一日

- 4 第一項の申出をした学校法人等の掛金調整額が零である場合（当該掛金調整額が零である月が基準日から起算して二年を経過した日が属する月以後の期間である場合を除く。）においては、当該掛金調整額が零である月以後の期間における当該学校法人等に係る同項の規定の適用を停止するものとする。

- 5 学校法人等は、前項の規定に基づき第一項の規定の適用が停止された月から、基準日から起算して二

年を経過した日が属する月の前月までの間に、文部科学省令で定めるところにより事業団に前項の規定に基づく停止の解除の申出を行うことができる。

6 第一項の申出をした学校法人等が、当該学校法人等の負担すべき短時間加入者に係る掛金を負担していないときは、その負担をしていない月以降の月分の掛金については、同項の規定は、適用しない。

7 第一項の規定は、同項の申出があつた日の属する月から通算して三十六月間の各月の短時間加入者に係る掛金について適用する。ただし、第四項の規定により第一項の規定の適用を停止した月から第五項の解除の申出をした日が属する月の前月までの間の各月は通算しないものとする。

（短期給付等事務に係る掛金の割合及び納付義務に関する特例）

第五条 前条の規定は、私立学校教職員共済法第二十二條第二項に規定する短期給付等事務に係る掛金について準用する。この場合において、前条第一項中「第六級」とあるのは「第九級」と、「第二十三條第一項」とあるのは「第二十三條第二項」と、「附則別表第一各号」とあるのは「附則別表第二各号」と、「附則別表第一に」とあるのは「附則別表第二に」と読み替えるものとする。

（文部科学省令への委任）

第六条 前二条に定めるもののほか、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第四十一条の規定に基づき設ける特例に関し必要な手続その他の事項は、文部科学省令で定める。

附則に附則別表として次の二表を加える。

附則別表第一（附則第四条関係）

一 附則第四条第一項の申出があつた日の属する月から通算して二年を経過した月の前月までの期間

次の表の上欄に掲げる標準報酬月額等級に応じて、それぞれ同表の下欄に定める増加負担割合

標準報酬月額の等級	増加負担割合
第一級	百分の二十五
第二級	百分の二十
第三級	百分の十四
第四級	百分の九
第五級	百分の五

第 六 級	百分の二
-------	------

二 附則第四条第一項の申出があつた日の属する月から通算して二年を経過した月から、当該申出があつた日の属する月から通算して三年を経過した月の前月までの期間 次の表の上欄に掲げる標準報酬月額等級に应じて、それぞれ同表の下欄に定める増加負担割合

標準報酬月額等級	増加負担割合
第 一 級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第 二 級	百分の二十に二分の一を乗じて得た割合
第 三 級	百分の十四に二分の一を乗じて得た割合
第 四 級	百分の九に二分の一を乗じて得た割合
第 五 級	百分の五に二分の一を乗じて得た割合
第 六 級	百分の二に二分の一を乗じて得た割合

附則別表第二（附則第五条関係）

一 附則第五条において準用する附則第四条第一項の申出があつた日の属する月から通算して二年を経

過した月の前月までの期間 次の表の上欄に掲げる標準報酬月額の等級に応じて、それぞれ同表の下欄に定める増加負担割合

標準報酬月額 の等級	増加負担割合
第一級	百分の二十五
第二級	百分の二十五
第三級	百分の二十五
第四級	百分の二十五
第五級	百分の二十
第六級	百分の十四
第七級	百分の九
第八級	百分の五
第九級	百分の二

二 附則第五条において準用する附則第四条第一項の申出があつた日の属する月から通算して二年を経

過した月から、当該申出があつた日の属する月から通算して三年を経過した月の前月までの期間 次
の表の上欄に掲げる標準報酬月額の等級に応じて、それぞれ同表の下欄に定める増加負担割合

標準報酬月額 の等級	増加負担割合
第一級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第二級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第三級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第四級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第五級	百分の二十に二分の一を乗じて得た割合
第六級	百分の十四に二分の一を乗じて得た割合
第七級	百分の九に二分の一を乗じて得た割合
第八級	百分の五に二分の一を乗じて得た割合
第九級	百分の二に二分の一を乗じて得た割合

附
則

(施行期日)

1 この政令は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百九十四号。以下「平成二十八年改正令」という。）附則第二条の規定により第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法施行令第一条の二第二項の規定を適用しないこととされた者であつて、この政令の施行の日まで引き続き加
入者の資格を有するものについては、第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令附則第四
項から第十三項までの規定は、同日以後引き続き平成二十八年改正令の施行の日において使用されていた
学校法人等に使用されている間は、適用しない。

理 由

厚生年金保険の被用者保険の適用拡大等が行われることを踏まえ、私立学校教職員共済制度の加入者となる短時間労働者の範囲を拡大する等の措置を講ずる必要があるからである。